

訪問看護ステーションみのり 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社でのひらが開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションみのり
- 2 所在地 倉敷市黒崎 564 番地 5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等の人員配置は常勤換算で、看護師 2.5 名以上とする。
看護師等（准看護師を除く）は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し指定訪問看護または介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、振替休日、お盆（8月13日から8月15日）、年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く（暦の関係で、お盆と年末年始のお休みは、前後に変更することがある）。

祝祭日の振り替え困難の場合は、利用者、事業所、担当者の合意の下、営業日同様の対応をする場合もある。

- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は午前9時から午後12時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 死後の処置料は、12,000円とする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えた地点から、10Km毎に交通費200円とする
- 4 指定訪問看護提供の予定にキャンセルがあった場合には、訪問1時間前までに連絡がない場合に1000円頂くものとする。
- 5 前三項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、倉敷市の倉敷・水島地区・玉島地区、総社市の山手・清音地区、都窪郡早島町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための指針を作成している
- 2 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を指針に基づき担当者中心に従業者に対し検討する研修を年に1回以上開催する。
- 3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 4 その他虐待防止のために必要な措置
- 5 上記4項目、条件を満たしていなければ所定単位数の100分の1が減算される

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱い

いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
 - 2 事業所研修 年1回以上、自社及び社外研修
 - 3 事業所会議 定期的
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社でのひらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

令和4年11月10日一部変更

令和5年1月1日一部変更

令和6年4月1日追加記入